

税負担の動向

土地の固定資産税は、税額が急に上がらないように、本年度の評価額に対する前年度課税標準額（税額算出時に税率を掛ける額）の占める割合（負担水準）に応じて、税負担の調整措置を

しています。負担感の高い商業地など（非住宅用地）は、平成十四年度から税負担の上限を七〇％に引き下げ。

評価替えに併せた地方税法改正でも、据え置き措置や住宅用地に対する負担調整の枠組みに

国定資産評価 審査申し出できます

固定資産課税台帳に登録されている価格について、納税者からの不服を審査・決定するため、固定資産評価審査委員会があります。この委員会は市長が市議会の同意を得て委員を選任した、中立的な審査機関。審査の申し出ができる期間は、次のとおりです。

期間＝納税通知書を受け取った翌日から60日以内
...問い合わせは市民税課
890-6202へ。

市の組織が変更 一層効率よく サービスを提供

市の組織の一部が変わりました。主な変更は次のとおり。

組織の改編

水道局
組織のスリム化、業務の

効率化を図るため、水道部と下水道部を統合。上下水道部を新設しました。また、水道事業管理者の職名を「公営企業管理者」に改めました。

市民サービスの向上を図るため、工務課・給水課・料金課を水道業務課、水道整備課に再編。水道料金・下水道使用料の支払いや検針、水道使用の開始・中止の届け出、新規の加入工事の申し込みなどの窓口業務を、水道業務課に一元化しました。

教育委員会

学校指導行政の一元化と効率化を図るため、学務課と学校指導課を統合して学校教育課に。

ついて、今までと同様の措置が講じられました。

これによって、負担水準の低い土地は、なだらかに負担増をお願いしますが、負担水準の高い土地は税負担の据え置きや引き下げを行い、税負担の均衡化を図ります。

都市計画税の調整措置

都市計画税も、急激な税負担の増加を避けるため、市税条例で税法上の税額から固定資産税と同じ負担調整率を適用。据え置きや引き下げた場合の税額と差額相当額を減額してきました。平成十五年度から都市計画税も固定資産税と同様の税負担の引き下げや据え置き措置が、法

学校教育プランや学校選択制の導入などの新たな教育課題に対応するため、教育企画係を新設しました。

中等教育学校の設立準備のため、中等教育学校設立準備室を設置しました。

市民部

納税相談業務や大口滞納の収納強化・促進を図るため、収納課に特別滞納整理室を新設しました。

執務室が変わりました

男女共同参画室、国際交流協会、都市整備振興公社、前橋都市開発および施設管理公社管理部が職員研修会館（本町一丁目）

律で定められました。この負担調整措置で、税負担の均衡化を図ります。

家屋の評価 建材費下落に合わせ

家屋の評価は、新築家屋と同じ建物をもつ場所に再度建築した場合に必要な建築費（再建築価格）を求め、これに経過年数による減価などを考慮して決定されます。

昨年中に新増築した家屋は、評価替えに伴う新しい評価基準が適用されます。しかし、建築資材などが四％ほど下落していることから、旧基準（平成

新たな縦覧制度 始まりました

新たな縦覧制度と課税台帳の閲覧制度が、四月一日から始まりました。制度の内容については、本紙2月15日号6 をご覧ください。

問い合わせは資産税課
890 6216へ。

電話番号		
水道業務課	管理係	890-3051
	給水装置係	890-3037
	給水装置係窓口	890-3043
	業務係	890-3052
水道整備課	管理係	890-3022
	計画係	890-3023
	工事第一係	890-3024
	工事第二係	890-3026
	工事第三係	890-3029
	維持係	890-3033
学校教育課	管理保健係	890-5812
	教育企画係(中等教育学校設立準備室)	890-5865
	教職員係	890-5816
	指導係	890-5861
収納課	収納管理係	890-6226
	特別滞納整理室	890-5975
企画調整課	男女共同参画室	890-6517
	男女共同参画室相談室	890-6520
青少年課		230-9091
国際交流協会		243-7788
都市整備振興公社		243-1701
前橋都市開発		223-6100
施設管理公社管理部		220-5073

へ、青少年課が総合教育プラザへ移りました。

電話番号の変更

組織の改編と執務室の移動に伴い、電話番号が右表のとおり

変更になりました。

問い合わせは組織については行政管理課 890 653
7、電話番号については管財課 890 6652へ。